

平成30年12月25日
久喜市教育委員会規則第8号

久喜市立図書館運営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市立図書館運営審議会条例（平成30年久喜市条例第38号）第6条の規定に基づき、久喜市立図書館運営審議会（以下「審議会」という。）の組織と運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(久喜市立図書館協議会運営規則の廃止)

- 2 久喜市立図書館協議会運営規則（平成22年久喜市教育委員会規則第37号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に旧規則第2条第1項の規定により定められている久喜市立図書館協議会の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に、第2条第1項の規定により審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。